

須賀川地方消防防災協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、須賀川地方消防防災協会と称し事務局を須賀川地方広域消防本部（以下「消防本部」という。）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、消防法その他関係法令を遵守し、危険物の安全管理及び消防用設備等の設置と維持管理の強化に努め、会員の資質の向上と会員相互の融和協調を図り、消防機関との連携を密にし、防災思想の普及のために啓発活動を行い、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及に関すること。
- (2) 関係法令の普及啓発に関すること。
- (3) 危険物の安全管理及び消防用設備等に係る研究・教養に関すること。
- (4) 研修会、講習会、講演会等の開催及び視察等に関すること。
- (5) 消防本部の行う諸行事及び施策に対する協力に関すること。
- (6) 会員の表彰及び慶弔に関すること。
- (7) 会員相互の親睦に関すること。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業等

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとし、消防本部管内及びその近隣にある事業所、個人をもって組織する。

2 正会員は、次に掲げる者で、本会の目的に賛同して入会したもの。

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を有する事業所
- (2) 少量危険物及び指定可燃物等を貯蔵又は取扱所を有する事業所
- (3) 液化石油ガス等の製造所又は取扱所を有する事業所
- (4) 消防用設備等に関する業務を営む者又は事業所
- (5) 消防設備士又は消防設備点検資格者
- (6) 消防機械器具の製造及び販売に係る事業所
- (7) その他各号に該当しない事業所

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を援助するもの。

(入 会)

第5条 本会に入会する者は、別に定める入会申込書に会費を添えて会長に提出するも

のとする。

- 2 会員の名称、住所等に変更があったときは、別に定める名称・住所等変更届出書により、会長に届け出なければならない。

(退 会)

第6条 会員が、退会するときは、別に定める退会届出書により、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡又は会員である法人が解散したときは退会したものとみなす。
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、理事会の議決により退会させることができる。
 - (1) 会費を2年以上滞納したとき。
 - (2) その他退会させるべき正当な事由があるとき。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

- 2 会長、副会長は理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

(職 務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。
- (4) 監事は、本会の執行状況、財産及び会計を監査し、会長の要請により理事会に出席する。

(任 期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、理事会の承認を得て、補充することができる。ただし、補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が、会員でなくなったときはその職を失う。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、消防本部消防長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 顧問は、会議に出席し、本会の運営等に関し会長の諮問に応じるとともに、必要があるときは助言又は意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 臨 時 総 会
- (3) 理 事 会

(総会及び臨時総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、毎年年度当初に会長がこれを招集する。

2 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 役員の変更に関すること
- (5) その他本会運営に必要な事項

3 臨時総会は、正会員の3分の1以上の要請があったとき、又は会長が特に必要と認めるときに招集する。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、理事の過半以上の要請があったときに召集する。

3 理事会は、第7条に定める役員をもって構成し次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき議案に関すること。
- (2) 重要事項及び事業計画に関すること。
- (3) 臨時総会を招集する時間的余裕のない緊急を要する事項の専決に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(議 長)

第14条 総会及び臨時総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(議 決)

第15条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

第5章 事 務 局

(事務局)

第16条 本会の事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置き本会会務の処理を行う。

- (1) 事務局は、消防本部の職員をもって構成する。
- (2) 事務局員は、事務局長の指揮監督を受け、本会の事務を処理する。

第6章 会 計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第19条 会員は、別に定める会費を毎年度納入しなければならない。なお、年度途中に入会した会員も同様とする。

2 会員が退会しようとするとき、会費に未納がある場合は、完納しなければならない。ただし既納の会費については、返戻しない。

(特別会計)

第20条 多額の経費を要する事業等の資金として、総会の議決により特別会計を積み立てることができる。

第7章 雑 則

(簿 冊)

第21条 本会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会 員 名 簿
- (2) 役 員 名 簿
- (3) 金 銭 出 納 簿
- (4) 会 費 等 納 入 簿
- (5) 会 議 録
- (6) 表 彰 関 係
- (7) 関 係 書 類
- (8) その他会務の運営について必要な簿冊

(表彰及び慶弔)

第22条 本会の表彰及び慶弔については、別に定める。

(委 任)

第23条 会長は、本会則の施行について必要な事項を理事会の承認を経て定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際、須賀川地方危険物安全協会及び須賀川地方消防設備協会の会員であった者は、本会の会員とみなす。

- 3 この会則の施行の際、須賀川地方危険物安全協会及び須賀川地方消防設備協会の財産及び繰越金は、本会の会計に繰入れる。
- 4 本会は、(一社)福島県危険物安全協会連合会及び(一社)福島県消防設備協会に加入するものとする。
- 5 この会則の施行をもって、須賀川地方危険物安全協会及び須賀川地方消防設備協会の会則は廃止する。